

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、申請により最長1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する地方法人三税、個人の事業税、不動産取得税及び自動車税種別割などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。
- これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- 令和2年6月30日、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

相談窓口

窓口	担当課	電話番号	所在地
東部県民センター 納税部	納税第二課	0852-32-5632	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎2階
東部県民センター 隠岐税務部	税務課	08512-2-9617	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎3階
東部県民センター 雲南事務所	納税課	0854-42-9520	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎1階
東部県民センター 出雲事務所	納税課	0853-30-5532	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎2階
西部県民センター 税務部	納税課	0855-29-5523	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎1階
西部県民センター 県央事務所	納税課	0854-84-9576	大田市大田町大田イ236-4 あすてらす2階
西部県民センター 益田事務所	納税課	0856-31-9516	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎2階

個人住民税、固定資産税及び軽自動車税種別割などの市町村税については、各市町村にお問い合わせください。